平成25年度清須市立学校の通学区域(調整区域)について

1. 学校の指定について

幼児、児童が清須市立の幼稚園、小学校又は中学校に入学するとき、下記の表のとおり、市の教育委員会から入学する学校が指定されます。この指定された学校を「指定校」といい、その学校に通う地域を「通学区域」と言います。

【現行】

区域	学校区		通学区域		
幼稚園通学	1	西枇杷島第1幼稚園	全(JR 東海道本線以北の地域)地区		
区域	2	西枇杷島第2幼稚園	全(JR 東海道本線以南の地域)地区		
小学校通学区域	3	西枇杷島小学校	下新、片町、十軒裏、橋詰、問屋、南問屋、押花、泉、砂入、下砂入、住吉、日の出一丁目、大黒、弁天、末広、恵比須、二見、旭、芳野、小野田、川口、東六軒、西六軒、南六軒、大野、南松原、辰新田、西笹子原、東笹子原、北二ツ杁、南二ツ杁、宮前、小場塚、養和、五畝割、七畝割、替地、芝野新田、子新田、枇杷島駅前東一丁目及び地領(県道祖父江線以南の地域)地区		
	4	古城小学校	小田井、上新、城並、北大和、南大和、古城、 花咲、地領(県道名古屋祖父江線以北の地域) 地区		
	5	清洲小学校	北市場、大嶋、一場、清洲(五条川右岸の地域)、西市場、廻間、土田、花水木、上条、 新清洲地区		
	6	清洲東小学校	清洲(五条川左岸の地域)、西田中及び朝日地 区		
	7	新川小学校	助七(JR 東海道本線以南の地域)、東須ヶ口、 鍋片、東外町(名鉄名古屋本線以東の地域)、 土器野(西枇杷島町市町及び新川左岸の地域)、上河原、中河原、下河原及び寺野(JR 東 海道本線以南の地域)地区		
	8	星の宮小学校	阿原、助七(JR 東海道本線以北の地域) 及び 寺野(JR 東海道本線以北の地域)地区		
	9	桃栄小学校	桃栄、須ヶ口(名鉄名古屋本線以西の地域)、 西須ヶ口、須ヶ口駅前、東外町(名鉄名古屋 本線以西の地域)、西堀江及び土器野(西町を 除く新川右岸の地域)地区		
	1 0	春日小学校	春日地区		
	1 1	西枇杷島中学校	3及び4の小学校区の通学区域		
中学校通学	1 2	清洲中学校	5及び6の小学校区の通学区域		
区域	1 3	新川中学校	7、8及び9の小学校の通学区域		
	1 4	春日中学校	10の小学校区の通学区域		

【平成27年度西枇杷島第2幼稚園廃園予定による通学区域の設定(案)

/施行予定 平成26年4月1日】

区域	学校区		通学区域	
幼稚園通学	1	西枇杷島第1幼稚園	市内全域	
区域	2	西枇杷島第2幼稚園	市内全域	

※平成28年3月31日西枇杷島第2幼稚園廃園予定・平成28年4月1日西枇杷島地 区保育園の新設に伴い、兄弟・姉妹での入園に影響が出ないよう、事前に通学区域を西 枇杷島第1幼稚園及び西枇杷島第2幼稚園両園とも市内全域に変更するものです。

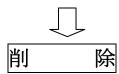
2. 指定校変更の調整区域について

指定校変更の調整区域とは、指定校変更許可基準に該当することなく、居住区域により、 指定校を変更することが出来るというものです。

現在、全(JR 東海道本線以北の地域)地区においては、指定校が西枇杷島第1幼稚園、変更可能な学校西枇杷島第2幼稚園となっておりますが、通学区域を西枇杷島第1幼稚園及び西枇杷島第2幼稚園両園とも、市内全域としたため、現行の調整区域を削除するものです。

【現行の調整区域】

区域	指定校	変更可能な学校
全(JR 東海道本線以北の地域)地区	西枇杷島第1幼稚園	西枇杷島第2幼稚園



【施行予定 平成27年度西枇杷島第2幼稚園廃園予定による通学区域の設定(案)同様平成26年4月1日】

【改正後の調整区域】

区域	指定校	変更可能な学校
芳野(冨士岳地域)地区	西枇杷島小学校	新川小学校
万野(苗工田地域/地区	西枇杷島中学校	新川中学校
 西田中地区	清洲東小学校	星の宮小学校
四口下地区	清洲中学校	新川中学校
	清洲東小学校	新川小学校
清洲(丸の内地域)地区		桃栄小学校
	清洲中学校	新川中学校
→ 版 (沙·瑞·西) 孙 区	星の宮小学校	清洲東小学校
寺野(池端地域)地区	新川中学校	清洲中学校
寺野(JR 東海道本線以南の地域)又は	新川小学校	清洲東小学校
鍋片地区	新川中学校	清洲中学校
 春日(野田町及び下之切地域)地区	春日小学校	清洲東小学校
都可以可以以下之势地域/地区	春日中学校	清洲中学校
一場(鍛冶屋町地域)地区	清洲小学校	春日小学校
勿(蚁灯口/生型)地以八地区	清洲中学校	春日中学校